# ●平成25年度 監査テーマ 外郭団体等の財務に関する事務の執行について

#### 〇 包括外部監査結果に対する措置について

## 【3】文化国際財団に対する指摘事項

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(H27.4現在)
4	費用を発生時に対応して適切に計上すべき 〔報告書55ページ〕	平成24年3月9日に実施された会計処理システムソフトウェア更新にかかる費用(367,500円)が平成24年3月度では会計処理されず、支払時(平成24年4月27日付)に処理されていた。現在の処理によると費用計上が先送りされ、適切な期間損益計算が行えない。 公益法人会計基準では企業会計と同様、費用は発生時に計上することが求められているため、費用の期間帰属に配慮して会計処理を行うべきである。	文化国際財団 (文化観光課)	公益法人会計基準に沿って、費用発生が生じた場合、その年度に計上し、費用の期間帰属に配慮した会計処理を行っている。

## 【4】シルバー人材センターに対する指摘事項

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(H27.4現在)
9	自転車駐車場内長期放置の自転車について取扱方針の検 討を推進すべき 〔報告書62ページ〕	公共の場所における自転車等の放置については、枚方市自転車等の放置防止に関する条例及び同施行規則が整備されており、放置自転車の移送、処分等についての定めが設けられている。これに対し、自転車駐車場については、当該条例第2条にいう公共の場所に該当しないため、駐車場内での長期放置の自転車(以下、「長期車」という。)の処分等の取扱方針が別途必要になるが、枚方市では当該方針は定められていない。このため、枚方市自転車駐車場指定管理者であるシルバー人材センターでは、長期車の処分が進められない状況にあった。シルバー人材センターでは、長期車について、警察との連携も行い、その所有者の発見に努めているが、処分等ができないため、保管台数は増加傾向にあり、約300台を超える長期車が自転車駐車場に保管されている。現在、利用者の利便性の阻害を防止するため、平成26年4月以降、別途長期車の保管場所を設けることが検討されているが、保管スペースが必要な点では変わらず、管理コストが発生するデメリットもある。このため、駐車場内での長期車の取扱方針の検討を推進し、早急に策定すべきである。	交通対策課 シルバー 人材センター	駐車場内での長期自転車の取扱い運用方針を平成27年2月9日付けで定め、平成27年度から長期留め置き自転車の所有者調査を行い、引取りが無い場合や所有者が不明な場合は、一定の手続きを経て処分を行っていく。

#### 【7】エフエムひらかたに対する指摘事項

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(H27.4現在)
17	会計規則・経理規則を制定し、適切な会計処理を行うべき 〔報告書90ページ〕	会社計算規則上、計算書類は、発生主義に基づいて作成されるべきである。しかし、エフエムひらかたにおいては、退職給付引当金や、賞与引当金の計上が行われていなかった。 これらの処理が実施されていない根本的な要因は、エフエムひらかたに経理規則、会計規則といった会計全般に関する規程がないことによるものと思われる。今後、適正な財政状態及び経営成績を開示するためにも、会計・経理に関する規則を作成し、適切な会計処理を行う必要がある。	エフエムひらかた (広報課)	賞与引当金及び退職給付引当金については平成26年度予算から計上した。また、同引当金を規定した経理規則を平成27年3月に制定し、適切な会計処理に努めている。

## 【8】市街地開発に対する指摘事項

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(H27.4現在)
18	預り金とその他の現預金の区分が不十分である 〔報告書98ページ〕	市街地開発は、他の区分所有者より回収した共益費を、市街地開発の通常運転資金の管理用口座と同じ口座で管理している。区分所有者より回収した共益費は建物維持管理費用の預り金であり、これを他の運転資金等と混同すると、資金面において適時に必要な建物維持管理業務ができなくなるおそれがある。 具体的には、市街地開発の平成25年3月31日現在の貸借対照表上の現預金は181,574千円であるが、当該預り金(151,178千円)のほか、使途が制限されると考えられる積立金が114,889千円であり、現預金残高は、預り金と積立金を合計したものより少なくなっていることから、資金的な余裕はないものと推測される。 預り金が現金として保持できていない可能性も否定できず、今後はあるべき預り金残高を確定した上で、預り金については別口座で管理すべきである。	市街地開発(都市整備推進室)	同じ口座で管理していた会社の運転資金と他の区分所有者より回収した 共益費については、共益費の預り金残高の確定作業を行い、その残高 にもとづいて、会社の運転資金、1号館の共益費、3号館の共益費に区 分し、平成27年4月よりそれぞれの口座において管理している。
23	会計規則・経理規則を制定し、適切な会計処理を行うべき 〔報告書100ページ〕	会社計算規則上、計算書類は、発生主義に基づいて作成されるべきである。 しかし、市街地開発においては、賞与引当金の計上が行われていなかった。 これらの処理が実施されていない要因は、市街地開発に経理規則、会計規則といった会計全般に関する規程がないことによるものと思われる。 今後、適正な損益計算、財政状態の表示のためにも、会計・経理に関する規則を作成し、適切な会計処理を行う必要がある。	市街地開発	経理規程については、平成26年3月に制定した。 賞与引当金については、平成25年度決算報告時(平成26年6月)より計上している。
24	債権に対して適切に貸倒引当金を計上すべき 〔報告書101ページ〕	発生後数年経過しているような滞留債権について、個別に回収可能性を検討して貸倒引当金を計上する必要がある。 しかしながら、市街地開発では、債権(財務諸表上の売掛金、立替金、未収管理費、未収入金、未収積立金)に対して、税法上の繰入限度額(金銭債権の1,000分の6)のみ貸倒引当金を計上していた。その結果、債権が過大に評価されている可能性がある。 滞留している債権については貸倒れの可能性を勘案して、各債権の評価を適切に行い、貸倒引当金を計上すべきである。	市街地開発 (都市整備推進室)	貸倒引当金については、各債権の回収状況や面談による債務者の経営 状況及び今後の債務返済の見通し等の確認を行い、適切に各債権を評 価した上で、平成25年度決算報告時(平成26年6月)より計上している。